

「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」改定の方向性について

基本的な考え方

復興・創生期間(令和2年度まで)の終期に差し掛かった令和元年12月、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」が閣議決定され、復興施策の総括の上に**各分野の取組方針を整理し、検討事項**が示された。

また、同基本方針及び令和2年6月に成立した復興庁設置法等の一部を改正する法律を踏まえ、同年7月の復興推進会議において「令和3年度以降の復興の取組について」が決定され、令和3年度以降の**新たな復興期間(第2期復興・創生期間)に向けた検討課題**が示された。

政府においては、これらに基づき検討を進めてきており、こうした進捗等を踏まえて、**第2期復興・創生期間の開始に向けて、同基本方針の所要の改定**を行い、今後の復興に万全を期する。

主な改定事項

地震・津波被災地域

- 災害公営住宅の家賃低廉化・特別家賃低減事業
(補助率嵩上げと特別家賃低減事業を管理開始後10年間継続)
 - 沿岸被災地の造成宅地及び移転元地等の活用
(地域の個別課題にきめ細かく対応したハンズオン支援)
 - 東日本大震災事業者再生支援機構等による支援のあり方
(支援決定した事業者の再生に全力) ※
 - 地方創生との連携強化
(復興と地方創生施策の連携の充実・強化) ※
- ※ 原子力災害被災地域についても記載

原子力災害被災地域

- 事故収束(廃炉・汚染水対策)
 - 移住等の促進
(帰還・移住等環境整備交付金を活用した移住等の促進)
 - 避難解除等区域の復興及び再生のためのインフラ整備
(社会資本整備総合交付金(復興枠)による支援の継続)
 - 帰還困難区域(拠点区域の避難指示解除等)
 - 国際教育研究拠点
(福島 of 創造的復興に不可欠な研究及び人材育成を通じて、日本の産業競争力強化や世界にも共通する課題解決に貢献)
 - 営農再開の加速化
(農地の集積・集約化、高付加価値産地展開支援)
 - 風評払拭・リスクコミュニケーションの一層の推進 ※
- ※ 地震・津波被災地域についても記載

事業規模と財源

- 新たな復興財源フレーム(令和2年7月17日)の反映
(平成23年度から令和7年度までの15年間で32.9兆円程度)

組織

- 復興庁設置法の改正(令和2年6月12日)等の反映
(復興庁設置期間の延長、復興局の移転、防災・復興の連携等)